

「人権尊重のまち鳴門」をめざして

～ 部落差別と人権～ ②

☎ 市教育委員会生涯学習人権課 ☎088・686・8803 市役所人権推進課 ☎088・684・1148

本市では「すべての人の人権が尊重されるまち鳴門」の実現を目指して、学校教育および社会教育を通じて、人権教育を積極的に推進しています。

先月号から～部落差別と人権～をテーマに3回にわたる連載をスタートしました。前号では、今なお残る部落差別の解消を目指すには、まず「正しく知ることが大切」ということをお伝えしました。

今月号では「一人ひとりが部落差別についてじっくりと考えることが大切」ということを中心にお伝えします。

じっくりと考えることが大切

Q1 「部落差別」は、そっとしておくとなかなくと思うのですが、どうですか。

A これは、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方です。言い換えれば、「ただそっとしておけば、自然になくなる」という考え方です。

私たちは、誤った事実や偏見を知らず知らずのうちに身につけてしまうことがあります。そのため、就職や結婚など、身近に部落差別と直面した時に、差別意識が生じるのです。

だからこそ、正しく部落差別を知ることが必要なのです。もし、そっとしておいて正しく知る努力をしなければ、被差別部落に対する偏見や誤った認識がいつまでも伝えられ、全く根拠も理由もない差別により、かけがえのない人権を侵害したり、繰り返し差別を生み出したりしていくことになります。

Q2 差別をしたことがないので、「部落差別」は、私には関係ないと思うのですが、どうですか。

A この社会に差別に苦しむ人がいて、部落差別が残っている限り、私たちは、いつどのような形で部落差別と出会うか分かりません。部落差別は人と人とを結びつけるためではなく、仲たがいをさせるために利用されます。決して、私たちの生活を良くすることにはつながらないのです。被差別部落に対する差別的言動を見たり、聞いたりした際に、間違っていると判断ができ、正しく対応できるようにする必要があります。

そのためにも、普段から部落差別についてしっかりと学び、深く考え、問題を正しく受けとめる力を身につけておかなければなりません。

Q3 「部落差別」と他の人権問題とは、どういう関係にあるのですか。

A 部落差別を学んでいくと、その他の多くの差別も見えてきます。たとえば、女性差別、障がい者差別、外国人差別というように重なった形で人権問題が見えてくることもあります。いろいろな差別は、複雑に絡み合うこともあり、部落差別についてじっくりと考え、学び、解決を図ることで、その他の差別についても考え、学び、解決していくことにつながっていくのです。

Q4 なぜ身元調査をしてはいけないのですか。

A もし、あなたのことが極秘に調査されていたらどう思いますか。

就職や結婚などの際に、本籍や家庭環境などを本人の知らないところで調べる身元調査は、基本的人権の尊重やプライバシーの保護という観点からも絶対に許されないことです。本市では、市民の皆さんの協力を得て、玄関などにステッカーを貼り、身元調査を「しない・させない・許さない」という意思表示をする『身元調査お断り運動』を推進しています。
※ステッカーは市教育委員会生涯学習人権課で配布しています。



部落差別は決して「ひとごと」ではありません。

「自分のこと」として、深く考えてみましょう。

2017年度 第1回鳴門市人権セミナー

日時/場所 9月5日(火) 午後1時30分～3時30分/うずしお会館2階

講師 盲導犬を育てる会 鶴野 克子さん(盲導犬ユーザー)と盲導犬 ディア

テーマ 「見て、聞いて、知って、考えて、おもいやりの種も、咲かせてね！」

※視覚障がい者を取りまく社会の問題と、盲導犬の正しい理解についてお話しします。

※手話通話、要約筆記があります。

☎ 市役所人権推進課 ☎088・684・1148

